

3. 慶尚北道独島資料研究会の「竹島問題 100 問 100 答 批判 2」—竹島問題研究会第 3 期最終報告書附録— に対する反論

その 1

藤井 賢二

1. 日韓条約中の「紛争の解決に関する交換公文」に関する韓国側主張への反論

次は、2018 年 4 月 23 日に日本安全保障戦略研究所の Web サイトに掲載した拙稿「竹島問題を考える—「紛争の解決に関する交換公文」について—」である。¹

「紛争の解決に関する交換公文」

1965 年に日韓両国が国交を正常化させた時の日韓条約は、日韓基本関係条約と 4 協定（漁業・請求権および経済協力・在日韓国人の法的地位・文化財および文化協力）および「紛争の解決に関する交換公文」からなる。これらのうち漁業協定は 1999 年に新協定に変わっているが、日韓条約は現在の日韓両国関係の基本をなす重要なものである。

「紛争の解決に関する交換公文」（以下「交換公文」と略記）は、14 年の長きにわたる日韓会談（日韓国交正常化交渉）では竹島問題を解決できなかった日本が、問題解決の目途だけは付けようと、韓国を説得して作成された。「両国政府は、別段の合意がある場合を除くほか、両国間の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとし、これにより解決することができなかった場合は、両国政府が合意する手続に従い、調停によって解決を図るものとする。」がその文言である。

交換公文作成のための討議は、日韓条約が署名された 6 月 22 日の前の数日間で行われた。討議初日の 6 月 17 日の日本側案には、「紛争」は「竹島に対する主権に関する紛争」を含むという文言があった。韓国は「竹島を特記すること」に反対し、その後の日本側案および成案ではこの文言はなくなった。国交正常化を優先する日本は、日韓会談反対運動への対応に苦心する韓国政府に配慮したのである。

韓国の主張

2014 年 3 月に刊行された島根県竹島問題研究会編『竹島問題 100 問 100 答』に対して、2016 年 10 月に韓国の慶尚北道独島史料研究会は二度目の批判文を発表した（慶尚北道の Web サイトへの掲載は翌 2017 年 3 月）。『竹島問題 100 問 100 答 批判 2 —竹島問題研究会 3 期最終報告書附録に対する反論—』である。その中で、^{キムジョンヨル}金柄烈氏は交換公文について次のように主張した（「独島問題は韓日基本関係諸条約及び協定で終わった問題だ」）。

¹ 2018 年 4 月 22 日付『山陰中央新報』「談論風発」欄の同題の文章に加筆した。語句を改訂している部分がある。

「一般的に、条約文は書かれているとおりに解釈することが原則だ。そして条約の中に明らかに含まれないものはその条約で規定した権利と義務の適用を受けないのが原則だ。したがって、日本側が初めは紛争の中に独島問題を含ませて後でこれを撤回したことは、これに関連する他の合意覚書や了解覚書がない場合、独島問題を放棄したと解釈することが客観的だ。したがって「紛争解決に関する交換公文書」で規定した「紛争」の中に独島は含まれないと解釈しなければならず、これによって1965年の基本関係諸条約及び協定によって独島問題は既に終わったと見るのが正しい解釈なのである。」

「紛争」に竹島問題は含まれる

この主張は誤りである。日本側案から竹島問題についての文言がなくなった後も、「両国間の紛争」には竹島問題が含まれることを前提として日韓両国は討議し、その結果、交換公文は作成されたからである。

日韓条約の署名式は6月22日午後5時から行われた。その日の午前に行われた椎名悦三郎・李東元^{イ・ドンウォン}の日韓外相会談で、韓国は「両国間の紛争」を「両国間に生じる紛争」とするよう求めた。「紛争」を将来の紛争のことに限り、それまで日本が韓国に幾度となく抗議してきた竹島問題を除くという意味にしようとしたのである。日本は難色を示し、結論は出なかった。

署名式の直前、午後4時からの佐藤栄作総理と李東元外務部長官との会談でも、李長官は「生ずる」を入れてほしいと懇請した。これに対して佐藤総理は、「いままでの日本側の案ですら自分の予想をこえた譲歩であるので、自分としては不満であるが、大局的見地からこれを承認することにした実情なので、これ以上の譲歩は不可能である」と、この要求を拒否した。「日本案はギリギリの線である」と述べて強く受け入れを迫る佐藤首相に対して、李長官は「それでは仕方ない」と要求を撤回した。

以上の経緯からわかるように、韓国は、竹島問題の語句がなくても「両国間の紛争」には竹島問題が含まれると認識していた。だからこそ、「両国間に生じる紛争」に変えようとし、そして、韓国が要求を撤回したことで交換公文の「両国間の紛争」は竹島問題を含むことがさらに明確になった。

交換公文の意味するもの

交換公文は竹島問題解決のために作成されたのであり、「両国間の紛争」には竹島問題を含まないという他の合意がない限り、「両国間の紛争」が竹島問題を含むことは明らかである。そもそも、国家間に紛争があるかないかは、客観的に判断されるべきものであり、当事国の一方が「存在しない」と言えば紛争がなくなるわけではない。

「日韓条約で竹島問題は棚上げされた」というよく耳にする言い方は、韓国が竹島を不法占拠した状態のまま解決をいつとも知れぬ後世に託したという意味ではない。2012年に李明博^{イ・ミョンボク}韓国大統領が竹島に上陸した時、日本は竹島問題について国際司法裁判所に合意付託することおよび交換公文に基づく調停を行うことを韓国に求めた。「紛争の解決に関する交換公文」によって、日韓両国には竹島問題解決の義務があるのである。

若干の補足を行いたい。それは資料のことである。1965年6月22日に行われた、佐藤栄作首

相および椎名悦三郎外務大臣と李東元韓国外務部長官との会談の記録は、理由はわからないが、日韓両国政府が公開した日韓会談に関する文書のうち、韓国側公開文書にはない²。

韓国が「交換公文」中の「両国間の紛争」を「両国間に生じる紛争」とするよう求め、それを日本に拒否されてあきらめた、すなわち「両国間の紛争」が竹島問題を指すことを韓国自らが示したという筆者（藤井-以下同じ-）の主張について、これは日本側のみの記録に基づく一方的なものではないことを述べるため、当時の韓国の新聞記事を検討してみたい。

まず、1965年6月23日付『朝鮮日報』（ソウル）の「交換公文」で決着 韓日外相、獨島問題処理で合意」である（下線は筆者による）。

【東京から本社特派員 趙庸中・金潤煥発】李東元外務部長官と椎名日本外相は22日獨島問題を解決するための第二次会談で獨島という語を直接表現せず一般的紛争解決方法による「交換公文」とすることに合意し、事実上獨島問題解決にいったん終結を見た。午前11時25分から約2時間日本外務省で両国外相と金東祚大使、延河亀亜州局長および日本側の牛場外務省審議官、後宮亜州局長などが参席したこの会談で獨島問題を論議した結果、「両国は国交が正常化した後に国際社会の実情から見てありうる諸般の紛争問題に対する処理方法に対してその解決方法が別途に定められた紛争処理に関する原則に対して合意に到達した」と明らかにした。

次に同じく1965年6月23日付『国際新報』（釜山）の「獨島問題 修交後に持ち越し」である（下線は筆者による）。

【東京22日発＝東洋】李東元外務長官は22日11時20分から2時間最終的な懸案として残された獨島問題を中心に会談した。日本側は獨島（または竹島）を明記する解決法を主張したのに対し、韓国側は討議対象から除外することを主張して、外相会談は決裂直前まで行ったが、結局「両国間で国交正常化後におこりうる諸紛争」は外交経路を通じて平和的に（解決を-筆者補註-）企図するという趣旨の原則を決定してこれを公翰の中に含ませて交換することに合意した。

どちらも1965年6月22日午前の外相会談の内容を報じている。この会談は、日本側公開文書では次のように記録されている³（下線は筆者による）。

竹島問題に関し、李長官より、大統領と電話連絡した結果として、紛争解決に関する交換公文の文言を「両国間に生ずる」とし「仲裁」を削ってほしいと強く主張するところがあっ

² 日本側公開文書は「日韓国交正常化交渉の記録 竹島問題」（「日韓会談・全面公開を求める会」の分類では、第6次公開 開示決定番号1159 文書番号910）244～250コマ。対応する韓国側公開文書は「第7次韓日会談 本会議および首席代表会談 1964-65」（韓国外交史料館所蔵 分類番号:723.1.JA 登録番号:1459）・「李東元外務部長官日本訪問 1965」（同 分類番号:724.31.JA 登録番号:1486）。

³ 前掲註(2)「日韓国交正常化交渉の記録 竹島問題」245コマ。交換公文について、「日韓間に『将来発生する』紛争についてのみ紛争解決方式を規定する方式を採用することによって、竹島問題を除外しうる意味の条文」とすることを韓国側が初めて提案したのは、1965年6月21日夜の協議の場であり、日本側の反対でこの問題は翌日の外相会談に持ち越された（同前239～240コマ）。なお、引用文中のtentativeとは「仮の」という意味である。

た。これに対し、日本側より後者に関し「仲裁」を削る代案として「両国が合意する手続きに従って」という案を示したが、韓国側よりこれは「調停又は仲裁」という言案よりもっと悪い（秘密に「仲裁」の約束があるかと疑わしい）と述べ、さらに「両国間に生ずる紛争」という文言をのめば「仲裁を残してもよい」ようなニュアンスの発言があった。これに対し、日本側は「生ずる」をぬいた「両国間の紛争」という表現以外は考えられないと述べた。

結局、この最後の考え方を tentative の結論として、ともかくこの問題を総理レベルまでもちあげるようになった。

韓国が「交換公文」の「両国間の紛争」を「両国間に生じる紛争」に変えるよう求め、日本が拒否したため、佐藤首相・李長官の会談に結論を先送りにしたことが記録されている。「仲裁」を削るという韓国の要求は、決定に拘束力のある「仲裁」を嫌ったものと思われる⁴が、下線部のように、「両国間に生ずる」という文言を日本に認めさせるための手段であった可能性もある。

前記二つの韓国紙の記事でも、下線部でわかるように、外相会談では「両国間に生じる紛争」という意味の文言が議論されたと報じられている。韓国側公開文書にはなくても、韓国に記録は残されている。よって、筆者の主張は韓国の記録とも矛盾しない。ただし、この二つの記事では外相会談で合意が得られたことになっているが、これは誤りである。その後、午後5時からの日韓条約署名直前（午後4時15分から20分間）の佐藤首相・李外務長官の会談を経て最終的に決定した「交換公文」の文言は、外相会談で合意されたと韓国紙が報じた「両国間に生じる紛争」ではなく「両国間の紛争」であった。

1951年7月19日に韓国政府は対日講和条約草案に関して竹島を韓国領とすることを米国に求めたが、米国政府はそれを拒否する同年8月10日付の書簡を韓国政府に送り、サンフランシスコ平和条約では竹島は日本領に残された。1952年11月10日付で韓国政府が送った、竹島でおこったという米軍機爆撃事件に関する抗議に対して、抗議文中にあった「独島（リアンクール岩）は（略）大韓民国の領土の一部である」という文言を否定する書簡を同年12月4日付で米国政府が韓国政府に送った⁵。これらは、竹島問題において、韓国政府の行動が彼らの意図とは異なる結果を招いた事例である。「交換公文」をめぐる日韓条約署名式直前のやりとりも、その一つであった。韓国政府の行動によって、韓国政府が望まない状況にあること（「交換公文」の「紛争」とは竹島問題を指すこと）が記録に残されたのである。

⁴ 「仲裁裁判（[英]arbitration）」は「特定の紛争に関して紛争当事国が設置した特別な裁判所が洋自国の指示に従って実施する裁判」であり、「判決は当事国を法的に拘束する」。一方、「調停（[英]Conciliation）」は「国家間のすべての紛争について当事国の信頼と合意に基づいて設置された国際調停委員会が、紛争の全局面に関して公平な審理を行い、紛争当事国が受諾できるような解決条件を提示することによって紛争の解決を図る制度である。」「調停報告書は、当事国に対して勧告的な性質をもつにすぎないが、報告書に示された調停条件は当事国に受諾されることが多い。」（国際法学会編『国際関係法辞典 第2版』（三省堂2005年9月 東京）。「交換公文」作成のための交渉は6月17日に始まった。「外交上の経路を通じて解決するものとし、これにより解決することができなかった場合」の解決方法は、6月17日日本側案とそれを改訂した6月18日日本側案（ここで「竹島」の文言がなくなった）では「仲裁」であり、一方、6月17日韓国側案では「第三国による調停」であった。6月21日の第1回外相会談での日本側案は6月17日韓国側案に近いものであったが、「第三国による調停」を「仲裁に付託」に変えていた。韓国側が難色を示したため、6月21日夜の協議で日本は「調停または仲裁」としたが、韓国の同意を得られなかった。6月22日の第2回外相会談はこの状況を受けて行われた。以上は前掲註(2)「日韓国交正常化交渉の記録 竹島問題」による（220～243コマ）。

⁵ 山崎佳子「韓国政府による竹島領有根拠の創作」（島根県総務課編刊『第2期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』2012年3月）71～74頁。

2. 李承晩ラインの正当性をめぐる問題に関する韓国側主張への反論

次は、2017年11月26日に日本安全保障戦略研究所のWebサイトに掲載した拙稿「李承晩ライン問題を考えるー『竹島問題100問100答』再批判に対してー」である⁶。

慶尚北道独島史料研究会の再批判

2014年3月に第3期島根県竹島問題研究会による『竹島問題100問100答』（ワック出版）が刊行されると、同年5月に慶尚北道独島史料研究会は批判文を発表した。2015年8月に刊行された第3期島根県竹島問題研究会最終報告書でそれに対する反論が掲載されると、2016年10月に慶尚北道独島史料研究会は再批判を行った。この再批判では、日韓条約における竹島問題の取扱および李承晩ライン問題について、金柄烈^{キムビョンリョル}氏が執筆している。

このうち李承晩ライン問題についての金柄烈氏の再批判を検討する。李承晩ラインとは、1952年1月に韓国が、漁業資源を独占しようとして設定を宣言した境界線である。韓国はこの侵犯を口実に日本漁船を拿捕し、1957年の多い時には900人以上の日本人が、釜山の外国人収容所で貧弱な食事に苦しみながら抑留生活を送った。

米国は漁業管轄権を認めていたのか

再批判で金柄烈氏は李承晩ラインに正当性を持たせようと苦心している。彼は、当時米国など18カ国以上が「領海の外に漁業専管水域を拡張していた」という。1960年の第2次国連海洋法会議では領海6海里とその外側に6海里の漁業水域を認める米加両国の提案が過半数の支持を得、1960年代に各国が結んだ漁業協定では漁業水域設定が一般的になった。このように、沿岸国だけが漁業資源を管轄できる漁業（専管）水域が国際的に認められるのは1960年代で、李承晩ライン設定よりも10年以上後のことである。しかも、伝統的にその水域で操業していた国に対しては条件付きで漁業の継続が認められた。一方的な宣言で日本漁船を締め出そうとした李承晩ラインとは異なる。

米国は李承晩ライン宣言当時、漁業管轄権を認めてはいない。韓国は、1945年9月に米国が行ったトルーマン宣言（大陸棚の海底と地下の天然資源に対する管轄権を主張する宣言と、隣接公海に漁業資源保護のための水域の設定を主張する宣言の二つの宣言からなる）を李承晩ライン宣言の根拠としたが、米国はトルーマン宣言で漁業資源については管轄権（jurisdiction）という語句の使用を避けていた。また、1952年2月、米国は李承晩ライン宣言について韓国に抗議した。そこには「米国政府は3マイル外の公海においてある種の防衛的管轄権を行使したことがある」とあった。しかし、その管轄権とは税関や密輸の監視のためのものであったと記されており、漁業管轄権を行使したとは言っていない。

朝鮮総督府のトロール漁業禁止線

前回2014年の『竹島問題100問100答』への批判で金柄烈氏は、李承晩ラインは朝鮮総督府のトロール漁業禁止線を基準にしたと述べていた。朝鮮総督府が定めた各種漁業禁止線のうちもっとも広いトロール漁業禁止線を根拠にすべての日本漁船の操業を禁止した

⁶ 2017年11月26日付『山陰中央新報』「談論風発」掲載の拙稿「『竹島問題100問100答』再批判に対して」に加筆した。トルーマン宣言の説明など、若干改訂している部分がある。

ことや、李承晩ラインが底魚の好漁場を取り込んだためトロール漁業禁止線よりも広がったことを私に指摘されたため、今回は、トロール漁業禁止線が定められた 1929 年ではなく「1952 年の状況で漁業資源を保護するための最善の方法」として李承晩ラインに変更した趣旨の説明をしている。

しかし、李承晩ライン設定当時の韓国には漁業資源調査の実績はほとんどなかった。たとえば、1953 年 6 月の日韓会談漁業委員会ではサバ漁業に関する資料が交換されたが、韓国側からは「サバの体長、体重については説明も、資料提出も」なく、サバの回遊状況については「わが方作成の図面を利用しつつ説明」と、日本側議事録にある。漁業資源の状況が不明なのに「最善の」保存措置に変更したという説明は理解できない。また、1953 年 9 月に韓国政府が公布した水産業法では、朝鮮総督府が定めたトロール漁業や機船底曳網漁業の禁止線がそのまま引き継がれている。李承晩ラインが「1952 年の状況で漁業資源を保護するための最善の方法」というならば、李承晩ラインと水産業法の禁止区域との整合性についての説明が必要であろう。

李承晩ラインは排他的経済水域か

金柄烈氏は、しきりに現在の国連海洋法条約の排他的経済水域（沿岸国のみがその水域の資源を管理でき、他国は沿岸国の許可なしに資源を利用できない水域。距岸 200 海里まで設定できる）と李承晩ラインは同じ性格のものと主張する。しかし、国連海洋法条約の第 61 条「生物資源の保存」・62 条「生物資源の利用」で示された排他的経済水域における漁業についての考え方は、沿岸国は資源管理を責任を持って行き、資源を完全に利用していない場合は他国にも漁獲させるというものである。資源調査や資源保存措置も不完全な状態で、一方的に日本漁船の操業を禁じた李承晩ラインと同じではない。

国連海洋法条約の第 61・62 条の、排他的経済水域の漁業資源に対する沿岸国の保存・最適利用の義務は、第 3 次国連海洋法会議で、沿岸国の排他的経済水域での操業を求める海洋国との妥協の中でまとまったものである。日本の立場にまったく配慮せずに李承晩ラインを線引きし、日韓会談漁業委員会では日本の言い分を頭から拒絶した韓国の姿勢が、そのまま現在の国連海洋法条約の内容になったわけではない。そもそも、1990 年代に日韓両国が批准した国連海洋法条約を 40 年以上も過去にさかのぼって適用することはできない。

韓国の蹉跌—主権の宣言

李承晩ラインの正式名称は「隣接海洋に対する主権に関する宣言」である。宣言文前半は朝鮮半島周辺の広大な海域に主権を行使すること、後半はその海域の漁業資源を韓国のみが管理することを内容としていた。

金柄烈氏は、李承晩ラインの最大の問題点として私が指摘した、広大な公海に主権を宣言したことについて、次のように述べている。「“主権(sov^{er}eignty)線だ”、“管轄権と統制(jurisdiction and control)線だ”などとして、多少一貫的でない性格規定”があった。しかし、これはそのように簡単に見過ごせる問題ではない。諸外国が韓国に抗議したのは、領海の一時的な拡大という非常識で危険な行為に対してであり、韓国民は李承晩ラインを国境線と誤解した。李承晩ラインは、現在南シナ海で中国が繰り返している行動にも似た、深刻な問題を含んでいた。

李承晩ラインは「最初的手段」

金柄烈氏は日本漁船の脅威を強調し、李承晩ラインは「漁業資源保護のための最後の手段だった」という主張を変えていない。李承晩ライン宣言よりも4ヵ月前の1951年9月8日、韓国政府はすでに、日本漁船を排除できる水域の設定を宣言して「対日漁業協定締結交渉時にこの線が既定事実だと認定させる」ことを計画していた（「漁業保護水域宣布に関する件」（韓国政府外務部編刊『大韓民国外交年表附主要文献』1962年）197頁）。

宣言の1ヵ月後に始まった日韓会談漁業委員会で、日本が資源保護のため一部漁業の禁漁区域と禁漁期間を設けることを提案したにもかかわらず、韓国はこれを受け入れず、すべての日本漁船の操業禁止区域、すなわち李承晩ラインを認めることを求めた。要するに、李承晩ラインは「最後の手段」ではなく、「最初的手段」だった。金柄烈氏はこの私の指摘に答えていないのである。

以上論じたように、当時米国等の諸外国も漁業管轄権を認めていた、朝鮮総督府のトロール漁業禁止線を李承晩ラインは継承・発展している、李承晩ラインは現在の排他的経済水域と同一だ、金柄烈氏が李承晩ラインを正当化するために行ったこれらの主張は、すべて成り立たない。

これらの他、金柄烈氏は「大日本水産会の前会長鍋島態道が平和線について‘相互理解’という表現を使ったのは“日韓間の対立を解消することができなかったということを表に出さないために使用した言葉であって、平和線を承認したという意味ではない”という反論に対しては強いて再反論をする必要性を感じられない」と述べている。鍋島の発言は、1953年2月に鍋島らが訪韓し李承晩大統領と面会したにもかかわらず日韓関係は悪化したという印象を与えたくないため韓国側から要請されて行われたものであって「相互理解」の対象は李承晩ラインではない、そもそも日本政府の公式見解ではないので李承晩ラインを正当化する根拠にはならないという筆者の主張に、金氏は反論することをあきらめた模様である。

3. 米国政府の李承晩ラインへの対応について

当時米国など18カ国以上が「領海の外に漁業専管水域を拡張していた」という金柄烈氏の主張の誤りについて確認作業をさらに進めるとともに、この機会に米国政府の李承晩ラインへの対応を検討してみたい。日韓両国に影響力を持っていた米国政府の対応は、日韓漁業問題を考える上で重要であるからである。そのために、米韓両国政府間で交換された文書を検討する。

「1955年」という手書きの書き込みが表紙にある、韓国外務部作成のMATERIALS ON THE PEACE LINEという資料集⁷には、1952～1955年に韓国政府と諸外国政府の間で李承晩ライン問題に関して交換された文書が収録されている。うち、1953年までの9通については、すでに紹介を終えている⁸ので、ここでは、1954年と1955年の韓米間で交換された4通の書簡をとり上げる。

⁷ 「平和線宣布に関連した諸問題」（韓国国家記録院所蔵 生産機関：外務部大韓民国在外公館政務課 生産年度：1953 管理番号：DA0096748）100～156コマ。

⁸ ①日本政府→韓国政府（1952年1月28日）②韓国政府→日本政府（1952年2月12日）③日本政府→韓国政府（1952年4月25日）④米国政府→韓国政府（1952年2月11日）⑤韓国政府→米国政府（1952年2月13日）

は次の引用部分でも明らかである。

米国の立場は次の通りである。沿岸国が隣接する海洋の漁業に利害関係を持つといえども、公海漁業に関しては、資源保護の手段はその水域に合法的な利害関係を持つ他国との合意のもとに行われねばならない。

駐韓米国大使館の書簡は、李承晩ライン宣言の最大の問題点である、隣接公海に対して主権の行使を宣言したことをとり上げ、それは徹底的に認められないと強調して終わっていた。これに対して韓国外務部は、駐韓米国大使館に宛てた 1955 年 6 月 27 日付の書簡¹³で、李承晩ライン宣言は自国海岸に接続する水域の漁業資源の防衛という趣旨ではトルーマン宣言と同じであると釈明した。趣旨ではなく、一方的な措置という韓国政府の政策が問題なのだという、駐韓米国大使館の書簡の批判を理解できなかったのである。

この 4 年後、韓国政府は再び李承晩ラインの正当性を米国政府に対して訴えた。曹正煥^{チョ・ジョンファン}韓国外務部長官による 1959 年 4 月 23 日付書簡¹⁴である。この年の 4 月 1 日、韓国に抑留されていた漁船員の家族代表がジュネーブの赤十字国際委員会を訪問し、漁船員やその家族が人道上看過できない状況にあることを伝えて漁船員救出への協力を要請した。曹長官の書簡は、漁業問題を国際世論に訴える日本の動きに対応したものであろう。この時、韓国は在日朝鮮人の北朝鮮帰還に不満を示して、前年 4 年半ぶりに再開していた日韓会談の継続に難色を示していた。

書簡で曹外務部長官は李承晩ライン宣言の目的として、次の 3 つを挙げた。一つ目は「我が国の漁業資源の防衛」であった。敗戦後日本が占領されていた時期に連合国軍最高司令官総司令部（GHQ、以下「総司令部」と略記）が定めていた日本漁船の操業限界線であるマッカーサーライン（以下「マ・ライン」と略記）が停止されると、日本漁船の濫獲が韓国の漁業や国民生活を崩壊させかねない状況にあったと説明した。二つ目は「韓国と日本の間の平和を守る」ことであった。マ・ラインに代わる効果的な方法がなければ、日本漁船群は韓国漁場で韓国の漁業者と衝突しただろうと述べた。三つめは、共産主義者の潜入や攻撃を防ぐことであった。その役割はマ・ラインにもあったと認められると主張した。

1959 年 5 月 27 日付の米国政府による曹正煥外務部長官宛の書簡¹⁵は、韓国政府の主張を真っ向から否定するものであった。米国政府は冒頭で、李承晩ライン宣言に対しては基本的に同意できないと述べ、同宣言に抗議した 1952 年 2 月 11 日付書簡に言及した。その上で米国政府の見解を次のように述べた。

まず、マ・ラインを利用して李承晩ラインを正当化する韓国の主張を次のように否定した。

米国政府は、マッカーサーラインについて、“平和線”を正当化しあるいはその先例とす

¹³ THE MINISTER'S NOTE TO THE AMERICAN EMBASSY (前掲註(7)「平和線宣布に関連した諸問題」153～155 コマ)。

¹⁴ THE KOREAN POSITION ON THE PEACE LINE (「3. 平和線に関する韓国の基本政策」(韓国国家記録院所蔵 生産機関：外務部政務局亜州課 生産年度：1961 管理番号：DA0286486)232～237 コマ)。1955 年 4 月 1 日付の駐韓米国大使館から韓国政府外務部宛の書簡も、この「3. 平和線に関する韓国の基本政策」に収められている (219～222 コマ)。

¹⁵ タイトルはなく冒頭に No. 894 と記されている(前掲註(14)「3. 平和線に関する韓国の基本政策」242～244 コマ)。

る考えや主張に対しては、いかなる意味においても、受け入れることはできない。マッカーサーラインは、連合国軍最高司令官によって1945年に布告された占領のための内政上の手段であって、当時日本を占領していた連合国軍の安全のため、公海で操業する日本船舶の管理を確実にするための占領政策を実施したものである。マッカーサーラインは、国家の管轄権、国際的な境界や漁業権に関する連合国の最終的な決定の表明に関係するものではない(原文は The MacArthur Line was not an expression of Allied policy of relative to ultimate determination of national jurisdiction, international boundaries or fishing rights. -筆者補註-)。マッカーサーラインが国際的な地位を持つことや、韓国の海洋資源や安全を守るために計画されたなどといったことは、決してない。上記の事実は占領期に繰り返し、韓国当局に伝えられ注意を促した。

マ・ラインは日本支配のための内政上の措置であって韓国とは関係ない、極端に言えば、韓国にとってマ・ラインは存在しない。このような意味合いであった。2014年5月に慶尚北道独島史料研究会が発表した『竹島問題 100問 100答』への批判で、金柄烈氏は「平和線はマッカーサーラインを継承したものだ」という主張に賛意を示しているが、この主張も成り立たない。

次に、日韓漁業問題についての米国政府の見解は次の通りであった。

米国政府は、“平和線”が問題の海域の漁業資源を守る唯一の受け入れ可能な方法であるという韓国政府の主張は支持できない。米国政府は、公海における資源を守る適切な方法とは、関係水域の漁業に合法的な利害関係を持つ国家間の漁業資源保護のための調整か合意によるものと信じる。

このように米国政府は、1955年4月1日付の駐韓米国大使館の書簡と同様、韓国政府による一方的な日本人漁業者排除に反対したのであった。

1959年5月27日付の書簡の最後で米国政府は、共産主義者の潜入や攻撃を防ぐためという李承晩ラインを正当化する韓国政府の主張を否定した。「国家は自国の海岸から12海里以内で密輸や潜入から自国を守るために必要な管理を実施することが認められてきた。しかし、国家の安全を守る方法として排他的管轄権を主張するために領海を拡大するいかなる行為も、自由世界の防衛に関連して、深刻な問題をもたらす」と述べた。ここでも、李承晩ライン宣言で韓国政府が、距岸最大で200海里近い広大な海域に主権の行使を主張したことが問題になっていた。

米国政府は李承晩ラインを正当化する韓国政府の主張を否定した。漁業問題に関しては、隣接公海における漁業資源保護のための規制は一方的なものであってはならないとして、以前からこの水域で操業していた日本との漁業交渉に応じることを求めたのであった。

4. 韓国の課題—李承晩政権の対日政策の「克服」

1959年5月27日付の米国政府の書簡は、同年5月29日に韓国政府外務部を訪れたダウリング(Walter Cecil Dowling)駐韓米国大使によって直接手渡され、その日のうちに李承晩大統領に

報告された¹⁶。手渡す時、ダウリング大使は「米国政府の平和線に対する立場は、1952年2月11日から一切変わっていない」と述べた。李承晩ライン宣言に米国政府が抗議した口上書を示して、広大な公海への主権や漁業管轄権の行使を韓国政府が一方的に宣言したことを認めない意志を、あらためて韓国政府に伝えたのである。

1952年から13年以上にわたる日韓会談における漁業交渉で日本が主張したのは、公海における漁業に対する規制は、李承晩ラインを理由とした日本漁船排除のような、一方的・恣意的なものであってはならないということであった。「一方的」とは、関係国との協議なしに外国漁船を排除しようとしたこと、特に当該水域における操業実績を持つ関係国に配慮しなかったことである。「恣意的」とは、資源調査や資源保存措置に基づく根拠なしに外国漁船を排除しようとしたことである。そして、米国政府の日韓漁業問題への姿勢も、日本と同様であった。

1965年の日韓漁業協定は、このような日本の主張を韓国が受け容れたものであった。日本漁船は距岸約12海里の「韓国漁業専管水域」（韓国のみが漁業資源を管理できる水域。「漁業専管水域」は「漁業水域」ともいう）では操業できなくなったが、それは一方的ではなく、日韓間の協議の結果設定されたものであった。そしてその外側に、距岸約40海里の「日韓共同規制水域」（漁業資源保護のため日韓双方が規制を受ける）が設定された（【図1】「日韓漁業協定」参照）。

1963年10月に日本側が、その後の漁業交渉の進捗の土台となる「和田試案」を提示した時の「日韓共同規制水域」に関する基本方針は次の3点であった¹⁷

- (1) 共同規制水域においては、一方的規制であってはならず、双方に平等に適用される規制であること。
- (2) 共同規制水域における日本の操業実態を歪めるものではないこと。
- (3) 共同規制水域における規制措置違反についての取締りの在り方が、「李ライン」と同様の事態の継続の結果とならないこと。

日韓漁業協定では、「共同規制水域」での操業については、「保存措置が十分な科学的調査に基づいて実施されるまでの間」、「暫定的漁業規制措置を実施」することになり、「最高出漁隻数または統数」と「年間総漁獲基準量」が定められた。日本側交渉担当者は「若干の規制を受けることになったが、ほぼ操業の実態をそこなわないものとして合意に達した」と評価した¹⁸。そして「漁業専管水域」の外側における違反行為の取締りおよび裁判管轄権は、漁船の属する国のみが行い、および行使することになった（旗国主義）。「共同規制水域」は、【図2】「韓国による日本漁船拿捕・襲撃追跡」で示した、韓国による日本漁船拿捕が多発した海域と重なる。日本はこの

¹⁶ 前掲註(14)「3. 平和線に関する韓国の基本政策」238・239コマ。これに対する李承晩大統領の反応は不明であるが、次の記録にある、1953年に李承晩ラインの問題点について第二次日韓会談の韓国側代表から報告を受けた時の李承晩大統領の反応とは大きく異ならなかったであろうことは想像に難くない。「大統領はまたその意見が間違っているにせよ、進言に対しては頭から受け付けない。一例として李ラインが国際法上どおこおといった意見を我々から出しても全然取り上げない」（「張基榮代表との非公式会談に関する件 二八、六、一八」（「日韓会談・全面公開を求める会」の分類では、第6次公開 開示決定番号 1109 文書番号 1699）3コマ）。

¹⁷ 『水産庁監修 日韓漁業協定関係 出漁の手引き 付・関係法令他』（水産社 1965年12月 東京）8頁。「和田試案」は、日本側が主張する漁業専管水域距岸12海里を維持しながら、一方で韓国が漁業専管水域を主張した距岸40海里内の水域を区分して区域ごとに規制を加える（共同規制水域とする）ものであった。

¹⁸ 和田正明『日韓漁業の新発足 付録・漁業協定と付属文書』（水産経済新聞社 1965年7月 東京）78頁。

水域での操業規制が「一方的かつ恣意的」なものであってはならないという主張を貫徹したのである。

韓国政府が日韓会談妥結に積極姿勢を見せ始めたのは、1960年の李承晩政権崩壊後のことである。1963年5月に韓国政府外務部が作成したと推定される「平和線に関する公報案建議」¹⁹には、「対国民公報を通じて平和線の実態および韓日会談の議題としての平和線の現位置を正確に認識させ、平和線および漁業問題に関する政府の立場に対する国民の理解および支持を促進する」と目的が記され、日韓漁業交渉を推進させる立場から、国民に対して周知させるべき次の4つの事項が掲げられていた。

第1段階

- (1) 平和線存置の実効性の弱体化（日本漁船侵犯、我が方の警備能力の不足）
- (2) 合理的な代替案の利点（実効ある規制方法および漁業協力による我が方の漁民の実益の補償と増進）

第2段階

- (1) 平和線の国際法の理論上の弱体性（一方的宣言）
- (2) 平和線問題の韓日交渉において占める位置（譲歩の不可避性）

注目すべきは、「第2段階」の、李承晩ラインには「一方的宣言」によるという「理論上の弱体性」があり、日本に対して「譲歩の不可避性」があるという点である。これは、日本からの漁業協力導入による韓国水産業発展をめざした当時の朴正熙政権が、李承晩ラインに関する方針を転換させる必要を認識していたことを示している。

朴正熙政権が残した資料には、李承晩ラインの違法性を自覚していたことを示す記録が他にもある。例えば、1964年2月に開催された日韓会談に関する韓国政府内の会議の結果行われた、大統領への2月10日付の報告には、「平和線の不当性を強力に主張する日本側の主張の前に萎縮してまるで国際法に違反しているため一種の罪意識を持つのではないかと、交渉にあたる韓国側代表を気遣う意見が述べられていた。また、日韓会談では「平和線の法律的な性格を絶対強調してはならないこと。法的性格の主張は日本外務省の主張を代弁する結果となることを警戒せねばならないこと」とも記されていた²⁰。

1964年3月29日付『朝鮮日報』の一面下段広告に、韓国政府公報部による「韓日国交正常化はなぜ必要か」が掲載された。当時、日韓会談の最大の課題となっていた漁業問題をめぐる日韓農相会談の「内容の一部が外部に伝えられたため、3月末から韓国で日韓会談即時中止のスロー

¹⁹ 「平和線に関する公報案建議」（韓国国家記録院所蔵 生産機関：外務部企画管理室外交史料担当官生産年度：1963年 管理番号：CA0005117）262コマ。

²⁰ 1964年2月10日付朴正熙大統領宛報告書「題目：韓日会談」（韓国外交史料館所蔵 「第6次韓・日会談第2次政治会談予備折衝・漁業関係会議 1962, 6-64, 3 全5巻(v.5 1964. 2-3)」（分類番号 723. 1JA 登録番号 745）115・121コマ）。2月3日の政府・与党幹部連席会議、2月7日の閣僚会議、2月8日の政府・与党幹部連席会議の報告である。報告冒頭で「現在までの両国間交渉の経過を総合すれば、請求権問題と僑胞の法的地位問題は解決され、その他の船舶、文化財に関する交渉は支障なく進行しているようで、基本関係問題も韓国に不利な点はなく進行するものと予想される。」と説明し、漁業問題が現時点の最大の問題と述べている（112コマ）。当時、12海里漁業専管水域を前提として協議は進められ、その外側の共同規制水域での規制の問題が論議の中心となっていた。しかし、韓国野党や国民の間では李承晩ライン撤廃への反対論は根強かった。

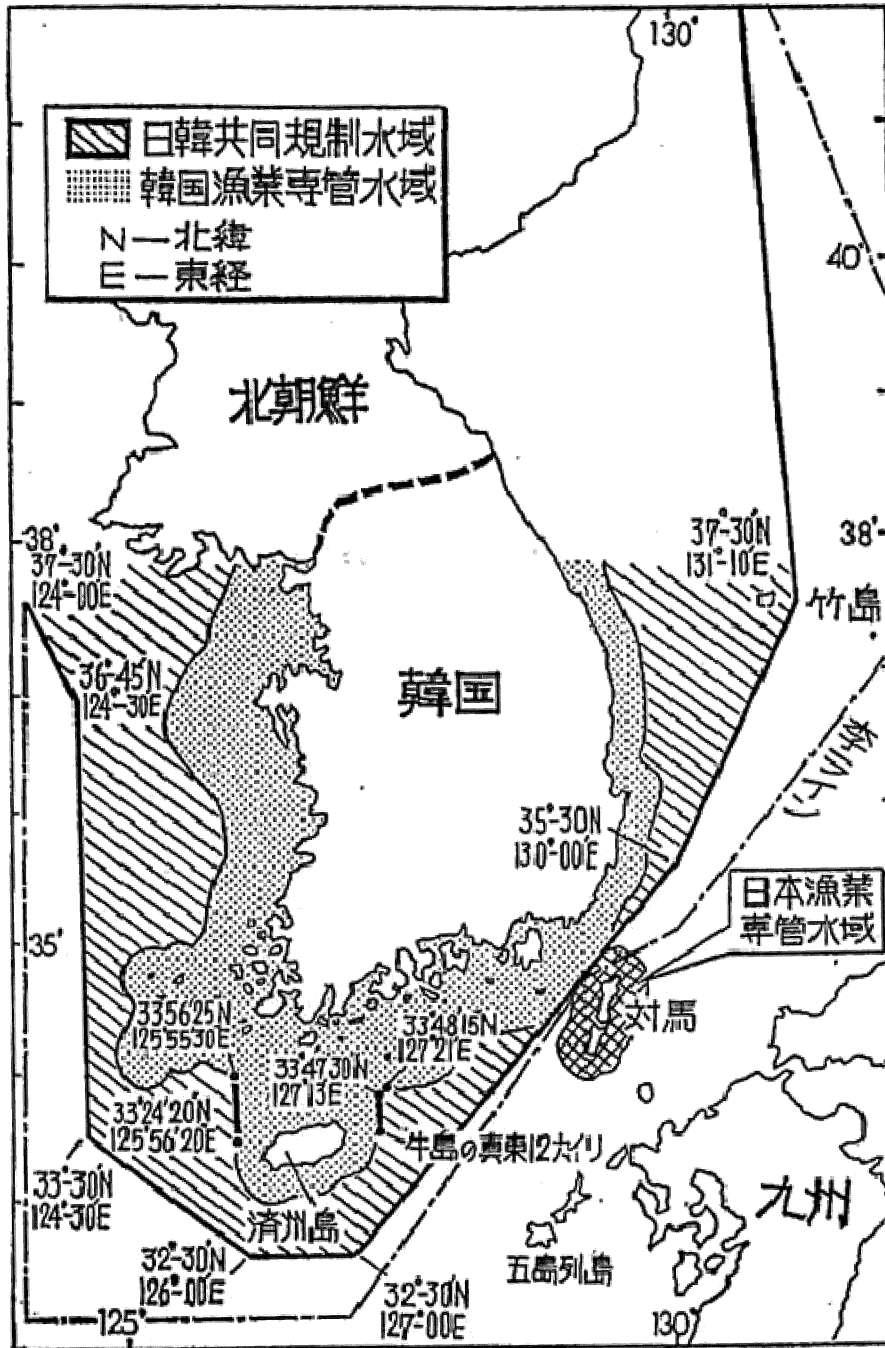
ガンを掲げた学生デモが大規模に繰り広げられ、4月には農相会談は中止のやむなきに至った²¹という状況を鎮静化させようとするものであった。広報部は、「平和線」は「韓国沿岸の魚族保護と国防の二種類の目的のために1952年に隣接海洋の主権に関する大統領宣言として一方的に宣言したもの」と「一方的」であったことに言及し、「排他的に管轄できる領海とはその性質がまったく異なる」と述べて、李承晩ライン水域を韓国の領海と誤解してその縮小に反対する韓国の世論を鎮めようとした。そして、「平和線」を「より現実的で国際的に認定され、またより実質的な拘束力を持つことができるものにこれを代置する、そのような意味があるので」と、日韓漁業交渉の意義を国民に訴えたのである。

朴正熙政権が李承晩ラインの違法性を認識し、日本の主張を受け容れた結果、1965年の日韓漁業協定は結ばれた。竹島問題にせよ、漁業問題にせよ、李承晩政権が繰り広げた国際条約や国際法を無視した日本への行為²²がもたらした日韓間の対立の收拾に朴正熙政権は苦慮した。そして、その課題の克服は朴正熙政権によっても完全には行われず、現在の韓国に持ち越されている。

²¹ 外務省戦後外交史研究会編『日本外交の30年-戦後の軌跡と展望 1952～1982-』（世界の動き社 1982年11月 東京）88～89頁。

²² 韓国がサンフランシスコ平和条約に違反して韓国が李承晩ライン宣言で主権の行使を宣言した水域に竹島を取り込んだことは、塚本孝の論考（「平和条約と竹島（再論）」（『レファレンス』518（国立国会図書館調査立法調査局 1994年3月 東京）等）によって明らかになった。また、拙稿「竹島問題に関する日韓両国政府の見解の交換について（下）」（『島嶼研究ジャーナル』7-2 島嶼資料センター 2018年3月 東京）参照。李承晩ライン宣言の違法性については小田滋「李承晩宣言の違法性」（『法律時報』25-10 日本評論社 1953年10月 東京）。同論文は『海洋の国際法構造』（有信堂 1956年9月 1956年9月 東京）と『海洋法の源流を探る—海洋の国際法構造（増補）—』（有信堂 1989年1月 東京）に収録されている。また、前掲註（9）『竹島問題の起原-戦後日韓海洋紛争史-』114～123頁参照。なお、南基正^{ナム・ギジョン}「日韓漁業交渉に見る東アジア国際社会の出現—漁業及び「平和線」をめぐる国際法論争を中心として—」（『法学』76-6 東北大学法学会 2013年1月）には、1950年代前半の第1次日韓会談について、「「平和線」と漁業管轄権問題をめぐる国際法の攻防は、決して韓国に有利なものではなかった。そして韓国側もこれを十分に認知していた。」とある（699頁）。しかし、同論文では日韓の論議が記述されているだけで、「国際法の攻防は、決して韓国に有利なものではなかった」という評価の理由は明確ではない。

【図1：日韓漁業協定】

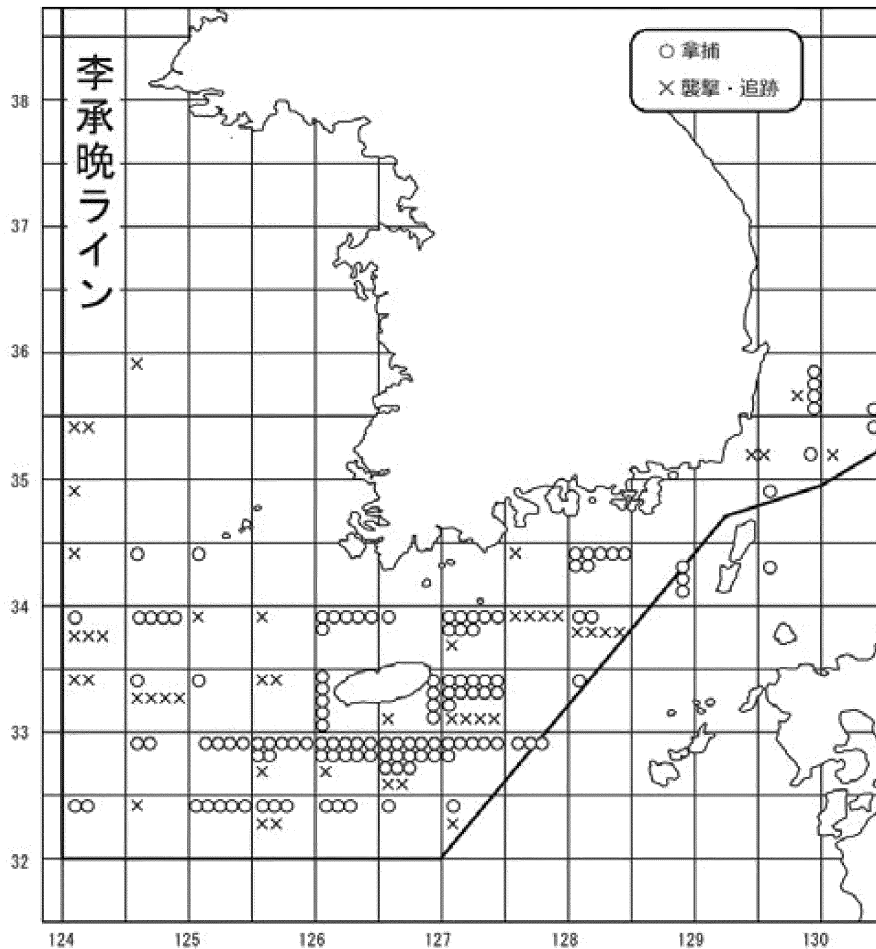


出典：1965年6月23日付『朝日新聞』

注：①現在の日韓漁業協定は1999年に発効した新協定に切り替わっている。

②経緯度表示が一部、拙著『竹島問題の起原：戦後日韓海洋紛争史』（ミネルヴァ書房 2018年4月 京都）の「図5-4 日韓漁業協定」（157頁）と異なるが、この原図が正しい。

【図2：韓国による日本漁船の拿捕・襲撃】



出典：水産庁福岡漁業調整事務所編刊『以西トロール・機船底曳網漁業現況資料 昭和 29 年
末現在』（1955 年）

注：①1954 年までのもの。○×の数は農林漁区（マス目）ごとの件数。

②実際の被拿捕日本漁船数はこの図より多い。この図で表示されているのは、拿捕位置
が明確なもののみと考えられる。

③森須和男「李ラインと日本船拿捕」（『北東アジア研究』28 号 2017 年 3 月 浜田）によ
って 1955 年以後の拿捕位置を地図に再現すると、李承晩ライン外の拿捕が増えたもの
の、済州島から対馬にかけての海域でもっとも多く拿捕されたことはこの図と変わら
ないことがわかった。

④拙著『竹島問題の起原：戦後日韓海洋紛争史』（ミネルヴァ書房 2018 年 4 月 京都）の
「図 2-6 韓国被拿捕襲撃図」（73 頁）および、拙稿「山陰の漁業者と韓国-沖合底曳網
漁業を中心に-」（第 3 期竹島問題研究会編『第 3 期「竹島問題に関する調査研究」最
終報告書』（島根県総務部総務課 2015 年 8 月 松江）の [図 C] を改訂したものであ
る。

補論 李承晩ラインの「主権」への釈明

2018年12月に慶尚北道独島史料研究会は『慶尚北道独島史料研究会 最終報告書(2010～18)』を発表した。そこに掲載された金柄烈「日本ウェブ竹島問題研究所の『100問100答』に対する再反論：国際法的争点を中心に」について、若干の言及を行う。

この論考には、日韓条約における竹島問題の取扱い、および李承晩ライン問題に関する興味深い論点がいくつか含まれている。これに対する筆者の批判は他の機会に行いたい、本報告書に掲載した拙稿本文と深く関わる部分について、指摘しておきたいことがある。それは、李承晩ライン宣言で朝鮮半島を取りまく広大な水域に韓国が主権の行使を宣言したことについての、次の釈明である(126頁)。(下線は筆者による)

平和線の目的は前文で明らかなように、国家の福祉と防御である。国家の福祉は経済的
目的であり、防御は軍事的目的だ。このため韓半島周辺水域の自然資源と大陸棚上の資源
に対する管轄権を主張したのだ。平和線を宣言した時、米国は1952年2月11日付覚書第
167号を通じて、韓国が公海に対する主権の保有と行使を主張したので一定の公海を自国の
排他的統制下に置こうとしたのではないかと抗議の意志を伝達したのだ。これに対して韓
国政府は、①たとえ名前が“主権宣言”となっても線内の水域に対して主権
(sovereignty)を行使する宣言ではなく、②漁業資源に対する管轄権(jurisdiction)を行使
すると宣言したものだ。①ここにおける主権は絶対的な意味の主権ではなく緩和された意
味の主権として③トルーマン宣言上の管轄権と統制(jurisdiction and control)という用
語と互換することができるとし、平和線宣言の対象は大陸棚と上部水域だけが対象で上空
には適用されない。決して領海の拡張ではないと解明した。^{註14} 管轄権ではなく主権という
用語を使用したのともなう問題というわけだ。^{註15}

註14：卞榮泰外務長官，1952年2月13日付覚書，The Ministry of Foreign Affairs, The view
of the Korea Government, Selected Documents, and Thesis on Peace Line(Reference
Material series No.F.P.A-P12)Vol. I (発行日不明),65～75頁に収録されている。

註15：実際米国のトルーマン宣言は主権(sovereignty)という用語を使用せず管轄権と統制
(jurisdiction and control)という用語を使用した。

金柄烈氏がここで引用しているのは、1952年2月11日付の李承晩ライン宣言に対する米国の抗議
に対して、1952年2月13日付で^{ピョングン・ヨング}卞榮泰外務部長官がムチオ(John Joseph Muccio)駐韓米国
大使に宛てた書簡である。金柄烈氏の記述をまとめると次の三点になろう。

- ①韓国が李承晩ライン宣言で行使を宣言した「主権(sovereignty)」は「絶対的な意味の主権で
はなく緩和された意味の主権」であって領海の拡張ではない。
- ②韓国の李承晩ライン宣言は、隣接公海の漁業資源に対する「管轄権(jurisdiction)」の行使を
宣言したもので問題はない。
- ③韓国が李承晩ライン宣言で主張した「主権(sovereignty)」は、米国のトルーマン宣言の「管
轄権と管理(jurisdiction and control)」に置き換えることができる(筆者はcontrolを「統
制」ではなく「管理」と訳した)。

しかし、これら三点はすべて成り立たない。

①については、李承晩ライン宣言は領海の一方向的な拡張を意図したものではないという韓国の釈明に、米国は納得しなかったことを指摘したい。本報告書の拙稿で紹介した二つの資料（1955年4月1日付の駐韓米国大使館から韓国外務部宛の書簡および、1959年5月27日付の米国政府による韓国外務部長官宛の書簡）はそれを示している。前者では、「米国政府は、沿岸国が公海と認められた近接海域に主権を主張することを合法的な行為と認める国際法などないという見解である。そして米国政府は徹底してそのような行為を認めることを拒否してきた」と強調した。後者についても、本報告書の拙稿（127頁）で紹介したように、米国政府は李承晩ライン宣言で韓国が一方向的に領海を拡大したことに警告した。

1964年3月に日韓会談反対運動に対応して刊行された『韓日国交正常化問題-韓日会談に関する宣伝資料 補完版(一)-』（民主共和党宣伝部 刊行場所不明）では、「平和線は一種の国境線だ。だから平和線の譲歩は領土の縮小を意味するのではないか」という韓国国民の問いが想定されている。その回答は「韓国領海の拡張等を願う愛国的な心情は韓国民として当然なものであるが、愛国心にも限界があるのだ。我々が国際社会の忠実な一員として行動しようとするならば国際法をむやみに無視することはできない」「平和線内の水域を（略）領海と同じだとして縮小云々するのは、国民を誤導するだけでなく大韓民国を国際的に嘲笑の種にして孤立化させる仕打ちとしか見ることができない」と、李承晩ライン水域を領海とみなす意見を強くたしなめたものであった（30～31頁）。李承晩ライン宣言で広大な海域に主権を一方向的に宣言した非常識で危険な行為は、金柄烈氏の言う「用語」の誤用ですまされる問題ではない。それは諸外国の抗議を招き、また韓国の世論を動かしたため、朴正熙政権や与党は対応を迫られたのである。

②で当然のように正当性が主張されている漁業管轄権であるが、李承晩ライン宣言が出された1950年代には国際的に認められていない。そして1960年代の国際的な漁業協定で一般的になった漁業専管水域は、李承晩ラインのような、一方向的で恣意的なものではなかった。これは、本報告書の拙稿で繰り返し述べたところである。

③については、トルーマン宣言に「管轄権と管理(jurisdiction and control)」という語句はない。トルーマン宣言のうち隣接公海に漁業資源保護のための水域の設定を主張する宣言（正式名称は「公海の一定水域における沿岸漁業に関するアメリカ合衆国の政策」）の核心部分は次の通りである。²³

水産資源の保全と保護についての切迫した必要に鑑み、合衆国政府は、合衆国海岸に隣接する公海の中で、相当規模の漁撈活動が従来開発されもしくは維持されてきたか又は将来開発され維持される区域に保存水域を設定することを適当と考える。これらの諸活動が米国民のみによって従来開発され維持されて来たか又は今後にわたって開発され維持されるであろう場所については、合衆国政府はその中では漁撈活動が合衆国政府の統制と管理に服することになる、明示的に境界を画した保存水域を設定することを適当と考える。これらの諸活動が合法的に米国民と他の諸国の国民によって共同に従来開発され維持されて来たか又は今後にわたって開発され維持されるであろう場所については、明示的に境界を画した保全水域が、合衆国とそれら他国との間の諸合意の下に設定され、それら水域におけるすべての漁撈活動は、これらの諸合意の中に規定される統制と管理に服することになる。上記の諸原則

²³ 『レファレンス』33 国立国会図書館調査立法調査局 1953年11月）16頁の翻訳文による。

に従って海岸線の沖合に保全水域を設定する、いかなる権利も、それら水域に存在するであろう米国民の水産業の権益に同様の権利が認められる限りにおいて、容認される。

英文では題目は、POLICY OF THE UNITED STATES WITH RESPECT TO COASTAL FISHERIES IN CERTAIN AREAS OF THE HIGH SEAS であり、該当箇所は次の通りである。²⁴

In view of the pressing need for conservation and protection of fishery resources, the Government of the United States regards it as proper to establish conservation zones in those areas of the high seas contiguous to the coasts of the United States wherein fishing activities have been or in the future may be developed and maintained on a substantial scale. Where such activities have been or shall hereafter be developed and maintained by its nationals alone, the United States regards it as proper to establish explicitly bounded conservation zones in which fishing activities shall be subject to the regulation and control of the United States. Where such activities have been or shall hereafter be legitimately developed and maintained jointly by nationals of the United States and nationals of other States, explicitly bounded conservation zones may be established under agreements between the United States and such other States; and all fishing activities in such zones shall be subject to regulation and control as provided in such agreements. The right of any State to establish conservation zones off its shores in accordance with the above principles is conceded, provided that corresponding recognition is given to any fishing interests of nationals of the United States which may exist in such areas. The character as high seas of the areas in which such conservation zones are established and the right to their free and unimpeded navigation are in no way thus affected.

下線部でわかるように、金柄烈氏の説明とは異なり、トルーマン宣言で使用されたのは「統制と管理(regulation and control)」であって「管轄権と管理(jurisdiction and control)」ではない。トルーマン宣言のうち、もう一つの宣言である「大陸棚の地下及び海底の天然資源に関する合衆国の政策(POLICY OF THE UNITED STATES WITH RESPECT TO THE NATURAL RESOURCES OF THE SUBSOIL AND SEA BED OF THE CONTINENTAL SHELF)」では、米国沿岸の公海の海底にある大陸棚の天然資源が米国政府の「管轄権(jurisdiction)」に服するとされた。しかし、「管轄権(jurisdiction)」という語句は隣接公海に漁業資源保護のための水域の設定を主張するトルーマン宣言では使用されていない。金柄烈氏は二つの宣言を混同している。

1952年2月11日付の抗議²⁵で米国は、トルーマン宣言は資源保護を目的としたものであり、領海の拡張を意味したものではないとして、李承晩ライン宣言との関連性を完全に否定した。また、「合衆国は3マイル外の公海においてある種の防衛的管轄権を行使したことがある」が、同時にその管轄権とは税関や密輸の監視のためのものであったと述べた。漁業管轄権も否定したの

²⁴ ハリー・S・トルーマン大統領図書館および博物館のwebサイトに掲載されたものである。https://www.trumanlibrary.org/proclamations/index.php?pid=253&st=&st1=

²⁵ 前掲註(7)「平和線宣布に関連した諸問題」35～38・115～123コマ。

である。

米国の抗議に対して卞榮泰ができたことは、李承晩ライン宣言の「主権(sov^{er}eignty)」とは「管轄権と管理(jurisdiction and control)」と同じだと言い逃れることであった。しかし、公海に対する「管轄権と管理(jurisdiction and control)」の妥当性を主張しようにも、トルーマン宣言ではそれは認められていなかった。よって、1952年2月13日付の書簡で卞榮泰は、トルーマン宣言のように李承晩ライン宣言も領海の拡大を意味しないと述べたが、公海に対する「管轄権と管理(jurisdiction and control)」を主張したのだからトルーマン宣言と李承晩ライン宣言と同じであると強弁してはいない。

卞榮泰の書簡を受け取ったムチオ駐韓米国大使は、それを「もったいぶって古風で、不明瞭でそして混乱している(characteristically antiquated, obscure and confusing)」と酷評した²⁶。このような釈明が、李承晩ライン宣言の正当化に役立つとは思われない。

²⁶ Pusan → Secretary of State February 16, 1952 NARA, RG59, Central Decimal File 1950-54, BOX4296, 795.022/2-1652 この書簡は、すでに、第3期島根県竹島問題研究会編『第3期「竹島問題に関する調査報告」最終報告書』(島根県総務部総務課 2015年8月)で、Records of the U. S Department of State relating to the Internal Affairs of Korea, 1950-54 Department of State Decimal File 795, Wilmington, Del.: Scholarly Resources Reel 29からの引用で紹介した(197頁)。